議員提出第２号

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２７年１２月１１日

提出者　久喜市議会議員
猪　股　和　雄
岸　　輝　美
岡　崎　克　巳
杉　野　　修

久喜市議会議長　　井　上　忠　昭　　様

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

久喜市議会会議規則（平成２２年久喜市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「議員は、」の次に「傷病、その他の」を加え、同条に次の１項を加える。

２　議員は、出産又は育児のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第９１条中「委員は、」の次に「傷病、その他の」を加え、同条に次の１項を加える。

２　委員は、出産又は育児のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、この案を提出するものであります。